

第3章 復興期の水道（戦後～昭和20年代）

—大阪府営水道からの受水—

住宅や大規模工場の増加などによる水需要の増加に対応するため、堺市では新たに淀川から導水する事業計画を立て、大阪府に認可を求めました。しかし、大阪府が同様の用水供給事業を行う計画があるとして却下され、やむなく堺市は大阪府から沈でん水を受水することに計画変更しました。

戦争の激化に伴い、大阪府営用水供給事業、堺市の水道拡張事業ともに中止を余儀なくされました。工事は戦後に再開され、府営水道からの受水が始まりました。

戦後の復興期には、住宅建設や産業の発達が著しく、さらに水道設備の拡充を図るため拡張工事を行いました。



空襲後の堺市内

1. 新たな水源の確保

先の拡張事業において、施設の改造や配水管の増設工事を施工し、増加する給水に対応してきましたが、その後も、新市方面の区画整理の完成とともに住宅の新築が年々増加したことや、昭和9年の室戸台風後の復興事業によって大工場の新築移転が年々増加したこと、さらに堺港湾の修築工事に伴う三宝方面の埋め立て工事が進捗していることから、将来、一大工場地帯が出現する状況となってきました。また昭和17年には泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・八田荘村・深井村・東百舌鳥村の合併による人口増加によって給水量が急増し、新たな水源確保の必要性が高まってきました。

これまで水源としてきた大和川、さく井及び大阪市からの受水だけでは、十分な給水ができないことは明らかでした。そこで、数年

来の実地踏査等で得た結論に基づいて、水源を水量豊富な淀川に求めることにしました。市長の河盛安之助（在任：昭和8年4月～21年5月、30年5月～46年4月）は、堺市上水道100年の大計として、当時の9年分の料金収入に当たる315万円を事業費として、給水人口43万人、一人一日平均給水量を200ℓと定め、これに見合う沈でん水（毎秒1m³）を導水する大拡張計画をまとめ、昭和15年3月の市議会の議決を経て、大阪府に事業認可の申請を行いました。

ところが、大阪府からの書類進達の様子がないので、河盛市長は堺市の将来の浮沈にかかる重大な事業であるとして再三再四、進達を要求しました。

これに対し大阪府の半井知事は、堺市の事業認可に難色を示しました。その理由は、府内各都市の水源難を解消するため大阪府が淀川を水源とする用水供給事業を行う計画があ

り、堺市が重複して事業を行うことは国家資源の浪費であること、また淀川の水利権は府が持っていることなどでした。

そのかわりとして大阪府は、堺市の事業計画の大略を採用した用水供給事業を立案し、堺市にも用水を供給するとして、堺市の事業認可の取り下げを求めました。

このことで河盛市長は、「堺市の事業計画を盗用して監事官庁たる大阪府が府営事業にしようとするのは何事か」（「河盛安之助90年のあゆみ」）と抗議しましたが、やむなく堺市独自の計画を取り下げ、府営用水供給事業から原水を受水することに計画を変更しました。

こうして府営水道から一日9,000m³の原水の供給を受けることとして、これに必要な事業を起こすことにしました。

この事業は、給水人口22万人、一人一日平均給水量180ℓ、目標年度を昭和25年として工事費220万円で4か年継続事業としました。市域や防空の関係を考慮して浄水場を2か所に分散する計画をたて、主として旧市方面の17万人には浅香山浄水場から配水し、鳳・浜寺方面の5万人には、新たに家原寺浄水場を建設して配水することとしました（第10回拡張事業）。

昭和17年11月11日に認可を得て、翌年から用地買収とろ過池の掘さく工事に着手しましたが、太平洋戦争の激化によって資材が入手

困難な状況となったことや、府営用水供給事業も中止状態であったことから、工事は中止されました。

2. 大阪府営水道からの受水開始

昭和20年7月10日の空襲によって、堺市の中心部の大半が焼失し、一時的に給水人口が激減しましたが、終戦後の戦災復興事業の進捗に伴い給水量が急速に増加しました。昭和22年夏季には長期渇水によって、制限給水を実施せざるを得ない状況となりました。そこで、戦災により中止していた大阪府営用水供給事業の再開を、府に強力に要請しました。

大阪府は事業名称を大阪府営水道事業と改め、戦後の資材や資金の状況から規模を2分の1に縮小して、昭和23年に事業を再開しました。まず府営水道第1次拡張事業として、庭窪浄水場（守口市内）から堺市の浅香山を終点とした7か所の既設水道に沈でん池を供給する計画に変更した事業を、3か年継続として着手しました。

そのため、堺市も第10回拡張事業の計画を変更しました。府営水道から9,000m³/日（一人一日給水量180ℓ、5万人分）の沈でん池を受水することとし、既設と併せて給水人口17万人に対し、一人一日給水量180ℓ、給水能力は一日30,600m³としました。目標年度を昭和32年度とした拡張事業の変更認可を受け、

第10回拡張事業

事業名	工期	計画最大給水量		計画給水人口
		一人	一人一日	
第10回拡張事業	昭和17～28年度	30,600m ³	180ℓ	17万人
事業内容	背景：大阪府営用水供給事業からの沈でん池受水に対応するため。 内容：家原寺に配水場を新設、浅香山浄水場にろ過池、浄水池、ポンプ場などの新設工事。			

昭和24年5月31日に工事に着手しました。

浅香山浄水場の急速ろ過池^{*}など未完の施設もありましたが、導水管や送水管が完成したことから、昭和26年6月1日、直送による大阪府営水道の沈でん水の受水を開始し、淀川を水源とする給水が始まりました。

その後、昭和28年度末に家原寺配水池及び浅香山浄水場の急速ろ過池（1・2号）などの工事がすべて完成し、浅香山浄水場への沈でん水の受水が可能となりました。



昭和29年3月に完成した家原寺配水池
(昭和40年3月撮影)

3. 地方公営企業法の施行

昭和27年10月1日に地方公営企業法が施行され、管理者の設置と水道事業の独立採算制^{*}が確立しました。これに伴って、建設部水道課を水道事業所と改称するとともに、我堂武夫が初代水道企業管理者に就任し、管理者をトップとする水道事業がスタートしました。

この頃から景気が上向き、経済の復興が進みましたが、依然としてインフレが続いていました。しかし、公共料金については値上げが抑制されたため、各地の公営企業は大きな赤字に悩まされました。

堺市においても例外ではなく、このため経営の効率化による経費の節減を強く推進することになりました。

4. 公認業者制度がスタート

給水装置工事件数が著しく増加し、職員による直営施工では処理できなくなったため、昭和28年に給水工事請負業者公認規程を制定し、一定の要件を備えた施工業者を市が公認し、敷地内の給水装置工事を請負わせることにしました。

また、昭和33年には給水工事公認業者規程を制定し、給水装置工事は原則として公認業者施工になりました。

コラム：大和川をめぐって

堺市の水道創設以来、水源としてきた大和川は、水量が少ないため、利水をめぐる様々なトラブルが絶えませんでした。

昭和24年に建設省が柏原町（現・柏原市）地先で灌漑用水確保のため、大和川床止えん堤工事を行う計画を決定しました。しかし、その影響の大きい堺市をはじめとする下流利水団体の間で反対運動が起こりました。

大阪府は、この事態を收拾するため、昭和25年に「大和川利水対策技術委員会」を設置し、その影響調査を行いました。その結果、昭和27年8月31日、大阪府知事と堺市長の間で「大和川柏原床止えん堤築造に関する協定」を締結することで、解決がもたらされました。この協定の内容は、下流団体が影響を受ける水量分を大阪府が補償水として肩代わりすること、府営水道料金と大和川からの取水原価の差額の交付を受けることなどが盛り込まれたものでした。